

長久手市情報セキュリティポリシー等遵守に関する条項

(基本事項)

第1条 この契約により、長久手市（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を履行するにあたり、長久手市情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施手順、また、個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年長久手市条例第24号）を遵守し、発注者の情報資産の重要性の認識と保護に努めなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の内容をみだりに第三者に知らせてはならない。また、情報資産を不当に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約によって知り得た情報資産の内容をみだりに第三者に知らせてはならない。また、知り得た情報資産を不当に使用してはならないこと等、情報資産の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的外の使用等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の返還又は処分)

第5条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る情報

資産を速やかに発注者に返還し、又は漏洩を来さない方法で確実に処分しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 受注者は、この条項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第7条 受注者は、この契約による業務に係る情報資産の漏洩、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(報告義務)

第8条 発注者は、受注者に対し、この契約の進捗状況の報告を求めることができるものとし、受注者は正当な事由がない限りその報告を行うものとする。

2 発注者は、受注者の契約遂行状況について監査・検査を行うことができるものとし、受注者は、正当な事由がない限り当該監査・検査を拒むことができないものとする。

(適正な管理)

第9条 受注者は、前各条に掲げるもののほか、情報資産の適正な管理のために次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、自己の情報セキュリティに関する規定に基づき、情報を取り扱う事業者として適切な社内教育を行うものとする。
- (2) 受注者は、自己の情報セキュリティに関する規定に基づき、情報を取り扱う事業者として適切な社内体制を構築するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。